

人権デュー・ディリジェンス(HRDD)の義務付けを行う法律等
HRDDの実践を前進させる法律の制定に関するアンケート

企業名: 日本航空株式会社

回答日: 2023年 10月 25日

以下の質問へのご回答をお願いいたします。なお、回答にあたっては、貴社日本法人としての取り組みやご見解についてお答えください。海外法人について記載される場合には、該当箇所にてその旨明記をお願いいたします。

質問1 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律を日本政府が制定することが望ましいと考えますか。望ましいと考える場合、その理由もお聞かせ下さい。

→国際的な潮流を考慮すると、今後企業がグローバルに活動するにあたってHRDDを行うことが要件の一つとなってきたので、日本企業の今後のためにも義務付けを行うことが望ましいと考えます。

質問2 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業間に「公正な競争条件」が生まれると考えますか。

→HRDDの実施により自社の取引状況が見直されることを通じて、結果的に企業間の公正な競争条件が生じる場合はあると考えます。

質問3 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業の人権に対する取り組みにおける「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の政府のガイドラインや、そのほかの政府の政策や基準との整合性が高まるようになると考えますか。

→新たな法律の整備に当たっては、既存のガイドライン等との整合性が保たれることを期待します。

質問4 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律が等HRDDの実践を前進させる法律制定された場合、中小企業もその対象とすることで、中小企業に UNDPs を採用する動機を生むことにつながると考えますか。その場合、中小企業にも大企業と同様の義務を課すべきと思いますか。又は中小企業には努力義務とする等の義務の相違を設けるべきと思いますか。

→HRDDを実践するとなると労力やコストが掛かりますので、中小企業の場合は事業規模や人数等による制限や努力義務とする等、何かしらの配慮がされるべきと考えます。

質問5 貴社は、金融部門についても、HRDDの実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきと考えますか。例えば、法制化の際にはHRDDを行う対象として、投融資先を含めるべきと思いますか。

→金融面については時期尚早であり、まずは各企業が自社の取り組みとしてHRDDを実施していくことを優先すべきと考えます。

質問6 貴社において、HRDDの実践を前進させる法律を制定するにあたって、政府が留意すべきと考える点(義務付けの内容・範囲、実効性確保の方法等)がありましたらご回答下さい。

→法整備に当たっては、UNGPs等の国際的な基準等が参照されるものと考えますが、グローバル・スタンダードに準拠しつつも、日本に拠点を置く企業の状況も考慮の上、実態にあった仕組みづくりを望みます。

(以上です。ご協力ありがとうございました。)